

障害等のある生徒に対する県立高校入学後の配慮について

○ 愛知県立高校では、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障害、情緒障害、自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害などのある生徒、病気やけがのある生徒、医療的ケアが必要な生徒に対して、生徒の障害等に応じた配慮を行っています。

○ これまでに行った主な入学後の配慮の例については、次のとおりです。

○ 入学後に配慮を希望する方は各高等学校にご相談ください。

愛知県教育委員会高等学校教育課
教科・定通指導グループ
電話 052-954-6787

【参考】 これまでに行った主な入学後の配慮の例

視覚障害	<ul style="list-style-type: none"> ・ カラーユニバーサルデザインに認定されたチョークの使用 ・ 座席の配慮 など
聴覚障害	<ul style="list-style-type: none"> ・ ロジャータッチスクリーンマイクの使用 ・ 座席の配慮 など
知的障害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期考査の問題用紙・解答用紙へのルビ振り ・ 座席の配慮 ・ 読み取りやすい書体への変更 など
肢体不自由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期考査の問題用紙・解答用紙の拡大 ・ 定期考査の時間延長 ・ スロープの設置 など
病弱・身体虚弱	<ul style="list-style-type: none"> ・ 座席の配慮 ・ 脱衣の際のパーテーションの設置 など
言語障害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発表活動において少人数の前での発表・十分な発表時間の確保 など
自閉症	<ul style="list-style-type: none"> ・ グループワークにおける意見表出の支援 ・ 発表活動において少人数の前での発表・十分な発表時間の確保 など
情緒障害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 落ち着ける場所の用意 など
学習障害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期考査の問題用紙・解答用紙へのルビ振り ・ 定期考査の問題用紙・解答用紙の拡大 ・ 定期考査の時間延長 ・ 読み取りやすい書体への変更 など
注意欠陥多動性障害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期考査の時間延長 ・ 連絡帳の活用 など

注) 1 上記は主な配慮の例であり、ほかにも生徒の状況に応じて様々な配慮を行っています。ただし、どのような生徒に対してもこれらの配慮を行うという意味ではありません。

2 障害等の内容や程度には個人差があるので、県立高校及び愛知県教育委員会において必要な調整を行った上で、特別支援教育支援員の配置など、配慮の内容が決定されます。